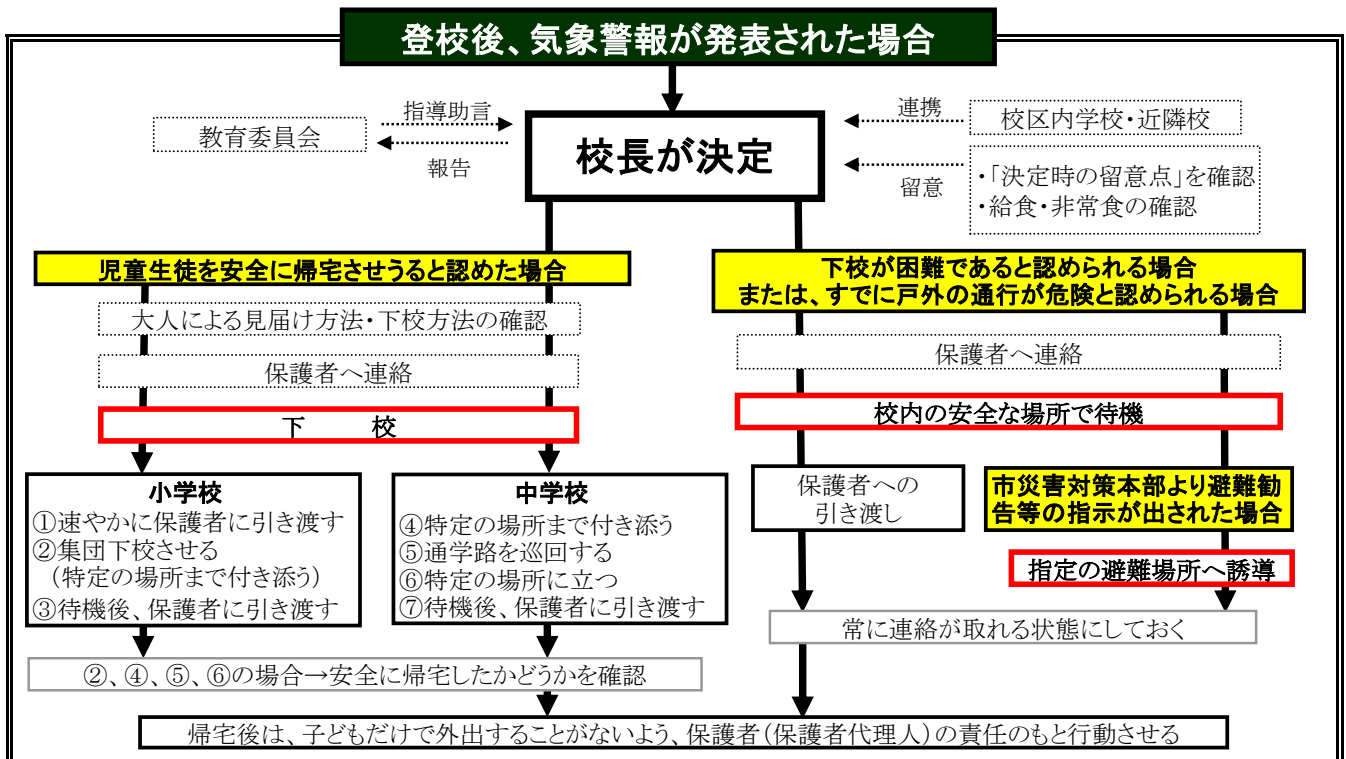
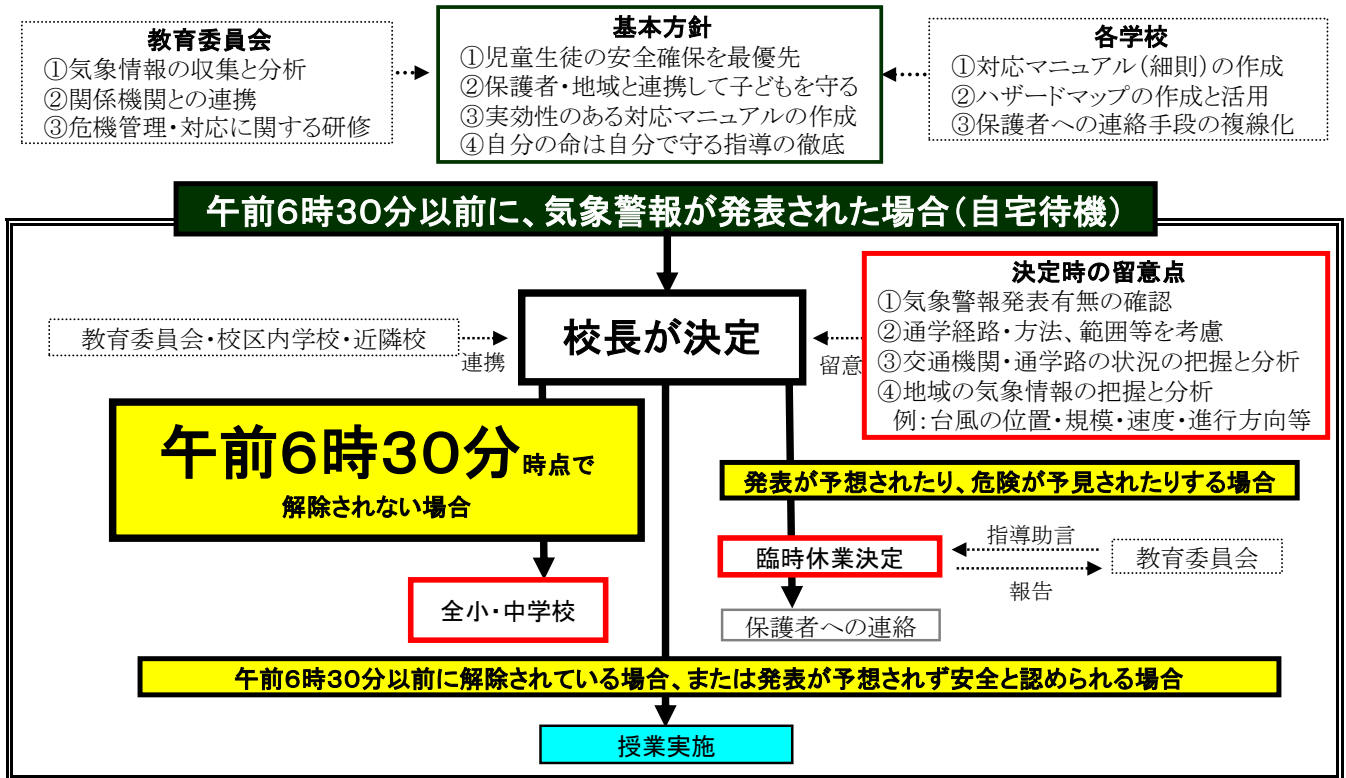


暴風・大雨・洪水・大雪（特別）警報発表時の登下校対応基本マニュアル

恵那市教育委員会



■教育委員会への報告について（別紙「災害等の状況報告について」参照）

- (1) 臨時休業・授業中止の際には、校舎、校区の被害状況等とともに、速やかに報告する。
- (2) 登校・登園してから気象警報が発表され、授業中止となった際には、速やかに下校時刻、下校方法、対応等を報告する。
- (3) 非常変災時・警報発表時においては、退校する際に、職員の連絡体制の確認、施設、児童生徒、校区の状況等について報告する。

■気象警報発表時の給食業務の取扱について

- (1) **9時30分前に気象警報が発表された場合** には、給食を中止する。
- (2) 9時30分以降に気象警報が発表された場合には、児童生徒の安全を最優先に考慮し、給食を中止するかどうかについて市教育委員会と相談の上で校長が決定する。
- (3) なお、(1) (2) において児童生徒を学校に待機させ、午後に至る場合には、非常食を利用する。